

目的

たいし聖徳市（青空市）を通じて、太子町のまちづくり、顔づくりを目指し、住民主体の青空市を開催することにより、住民のふれあいの場の創造と地域の活性化、太子町のまちおこしに寄与することを目的としています。



たいし聖徳市七条宣言

- 一条：聖徳市は、太子町の顔づくりをめざします!
- 二条：聖徳市は、住民主体の手づくり青空市とします!
- 三条：聖徳市は、住民の交流とふれあいの場をめざします!
- 四条：聖徳市は、地域の活性化を図ります!
- 五条：聖徳市は、まちおこしの起爆剤としてがんばります!
- 六条：聖徳市は、叡福寺、聖徳太子を全国に発信します!
- 七条：聖徳市は、サークル活動の披露や紹介を兼ねた和みの座をめざします!

開催日時、場所

毎月第3日曜日 夏場 午前9時～午後1時 冬場 午前10時～午後2時

場所：太子・和みの広場（大阪府南河内郡太子町太子 2150）

※4月・8月・10月・11月は地域のイベントと共催のため日時が異なります。

※4月・8月・10月は夜のイベントになります。

※現在公開している年間スケジュールは毎年内容が異なる場合があります。

出店（展）について

*プロ・アマ関係なくどなたでも出店できます。

*野菜や手づくりの小物雑貨、古本、作品の展示なども販売・展示できます。

*飲食の販売は「**食品営業許可書**」や、現場での調理では「**露店営業許可書**」などが必要になります。

出店できる項目、食品については管轄の富田林保健所にて事前にお問合せ、ご確認ください。

富田林保健所 衛生課（0721-23-2682）

他、「新規出店申込の皆様へ」に必ず目を通してください。

新規出店申込の皆様へ

「たいし聖徳市」の目的等の趣旨に賛同の上、お申し込みください。

- ① 「新規申込書」の記入（FAX、メール可。販売品目、内容以外の販売はできません）
役員会会議で出店可否が決定します。結果は、後日連絡します。
- ② 飲食を販売される場合は、保健所の「営業許可書」のコピーを提出願います。
アルコール類（その場で飲む）の販売は、特別日を除いて販売・試飲はできません。
※酒類販売許可証のコピーを提出願います。
※特別日とは…4月の聖燈会、8月の商工会夏祭り、10月の竹内街道灯路祭り
- ③ 出店申込者でない方へのブース又貸しは、禁止です。

出店準備物（例）

- ① テント（1ブース 3m×3m）※市販のテント 3m×3m、2.5m×2.5m等
- ② 机、椅子等
- ③ 照明（4月聖燈会、8月夏祭り、10月竹内街道灯路祭り等は夜開催です）
- ④ 電熱器、クーラー等総使用量が1200w以上使う場合は、各自で発電機をご用意ください。
火気使用の場合は、出店時消火器（業務用）を備えてください。
※消防署による立ち入り検査があります。

その他

- ① 出店料が必要です（開催時間内に集金します。金額は内容により変更有）。
- ② 出店者の駐車は指定の場所に駐めてください。（内容によって変更になる場合があります。
手伝いの人の車も出店者と同じく指定の場所に駐めてください）
※霊園花屋前、和みの広場内・駐車場には駐めないでください。
- ③ 食品については、衛生管理を滞りなく行ってください。万が一発生した食品関係やその他の事故については、すべて出店者の責任において処理してください。
- ④ 販売する商品は、できるだけ時間内に売り切れることのないようにしてください。
- ⑤ 販売価格は、出来るだけ安価をお願いします。
- ⑥ 周囲に迷惑になる行為は、行わないでください。
- ⑦ 開催中は、実行委員会の指示に従ってください。

* たいし聖徳市は、まちおこしと地域活性化のために行っていますので、なるべく年間を通じての出店（参加）をお願いします。